

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆																												
発生日時	令和元年10月18日 13時35分ごろ																												
発生場所	山形県鶴岡市早田漁港西方沖 高島四等三角点から真方位293° 100m付近 (概位 北緯38° 34.5' 東経139° 33.1')																												
事故の概要	漁船第二長栄丸は、刺し網の引揚げ作業中、転覆した。 第二長栄丸は、船外機等に濡損を生じた。																												
事故調査の経過	令和元年10月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。																												
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二長栄丸、0.6トン YM3-4975（漁船登録番号）、個人所有 5.49m (Lr) × 1.65m × 0.67m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、平成14年3月6日																												
乗組員等に関する情報	船長 男性 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月10日 免許証交付日 平成30年6月25日 (令和6年6月12日まで有効)																												
死傷者等	なし																												
損傷	船外機等に濡損																												
気象・海象	気象：天気 曇り 本事故発生場所の南方約1kmに位置する鼠ヶ関地域気象観測所の18日13時00分～13時40分間の気温及び風向風速観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" data-bbox="564 1794 1382 2074"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時：分)</th> <th rowspan="2">気温 (°C)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13:00</td> <td>18.9</td> <td>北西</td> <td>0.4</td> <td>北北西</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>13:10</td> <td>19.0</td> <td>北西</td> <td>0.9</td> <td>西北西</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>13:20</td> <td>19.5</td> <td>西北西</td> <td>0.9</td> <td>北西</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時：分)	気温 (°C)	平均		最大瞬間		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)	13:00	18.9	北西	0.4	北北西	1.4	13:10	19.0	北西	0.9	西北西	1.4	13:20	19.5	西北西	0.9	北西	1.8
時刻 (時：分)	気温 (°C)			平均		最大瞬間																							
		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)																								
13:00	18.9	北西	0.4	北北西	1.4																								
13:10	19.0	北西	0.9	西北西	1.4																								
13:20	19.5	西北西	0.9	北西	1.8																								

13:30	19.6	西北西	0.8	北西	1.5
13:40	20.1	西南西	1.0	西	1.8

海象：波高 約0.3m、水温 約21℃

事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、早朝に仕掛けたさけ刺し網を引き揚げる目的で、令和元年10月18日13時30分ごろ早田漁港を出港した。

本船は、早田漁港西方沖300m付近の水深約15mとなる海域において、東西方向に設置されたさけ刺し網の東端の目印である旗竿付近で本船の船首を西方に向け、船外機を停止して漂泊した。

船長は、本船の左舷船首部に設置している揚網機の船尾側に立って船首方を向き、旗竿及び旗竿に連結された瀬縄を船上に引き上げて瀬縄を揚網機のローラに数回巻き付け、さけ刺し網の引揚げ作業を始めた。

(図1、写真1、写真2 参照)

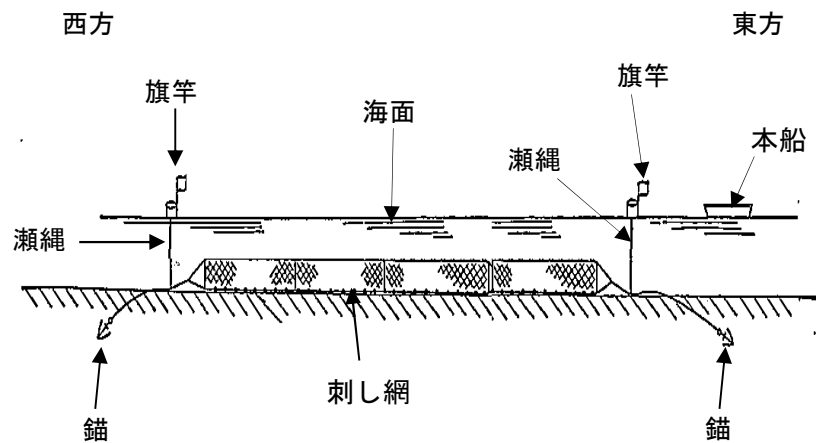


図1 さけ刺し網漁の漁具見取り図



写真1 引揚げ作業の状況
(船首方から撮影)



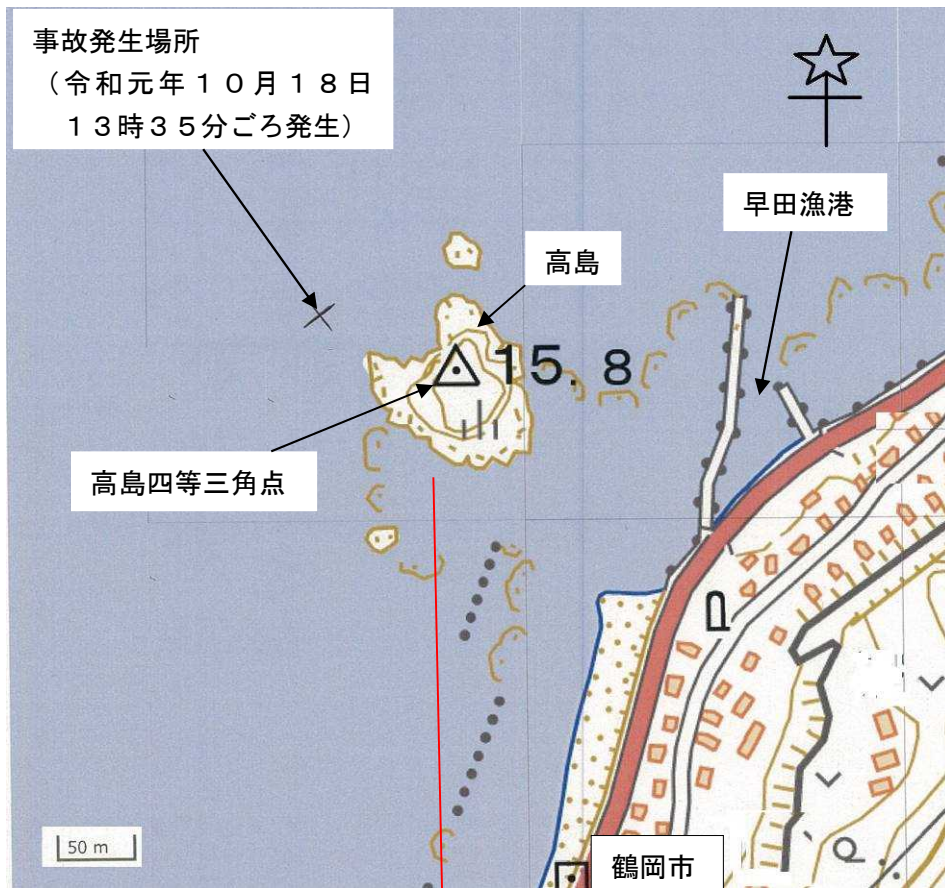
写真2 引揚げ作業の状況
(船尾方から撮影)

本船は、ふだん、スムーズに揚がってくるさけ刺し網固定用の錨(ストックアンカー、重さ約5.5kg)が揚がらず、船長が、底質が

	<p>岩の場所であったので、錨が根掛かりしたものと判断し、瀬縄を更に引いて錨を引き揚げようとしたところ、13時35分ごろ左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、本船の下に潜り込むような状態となったものの、すぐに船外に脱出して海面に浮いていたところ、13時55分ごろ通り掛かった僚船に救助された。</p> <p>船長は、早田漁港に運ばれた後、救急車で病院に搬送され、軽度の低体温症の疑いと診断されて帰宅した。</p> <p>消防本部は、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、船長を救助した僚船により、早田漁港までえい航されて陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真3 揚網機、写真4 瀬縄、写真5 刺し網 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、揚網機で瀬縄を無理に巻き揚げようとしなければ良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、約5年前から自家消費用のさけ刺し網漁を行っており、今年に入って2回目の出漁であった。</p> <p>船長は、さけ刺し網漁を行う漁師仲間が3人おり、海上模様等の情報交換を行っていたほか、ふだん、テレビのニュース番組で気象情報を入手して出漁しており、引揚げ作業に取り掛かる前から、風や波の影響を感じていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、前日の夕方にさけ刺し網を仕掛け、翌日の朝、引き揚げていたが、17日の夕方は時化模様であったので出漁せず、18日の早朝に漁師仲間誘われて出漁し、さけ刺し網を仕掛けた。</p> <p>船長は、ヤッケ、カッパのズボン及び救命胴衣を着用してゴム長靴を履いていた。</p> <p>船長は、携帯電話を所持していなかった。</p> <p>本船のさけ刺し網は、長さ約25m、幅約10mの刺し網を4枚つないで1張りとしており、テグス（合成繊維製の糸）と同じ素材で編まれて軽量であった。</p> <p>瀬縄は、合成繊維製で直径約6mmであった。</p> <p>本船は、和船型であり、喫水は、船首約20cm、船尾約30cm、乾舷の高さは、船首側約70cm、船尾側約35cmであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、早田漁港の西方沖において、船外機を停止してさけ刺し網の引揚げ作業中、同刺し網の固定用の錨が根掛かりした際、船長が、瀬縄を揚網機で巻き揚げて同錨を引き揚げようとしたことから、左舷</p>

	側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、早田漁港の西方沖において、船外機を停止してさけ刺し網の引揚げ作業中、同刺し網の固定用の錨が根掛かりした際、船長が、瀬縄を揚網機で巻き揚げて同錨を引き揚げようとしたため、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 錨が海底に根掛かりしたときは、揚網機等で無理に引き揚げようとしないこと。 ・ 防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に携帯し、緊急時の連絡手段を確保することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用



写真3 揚網機

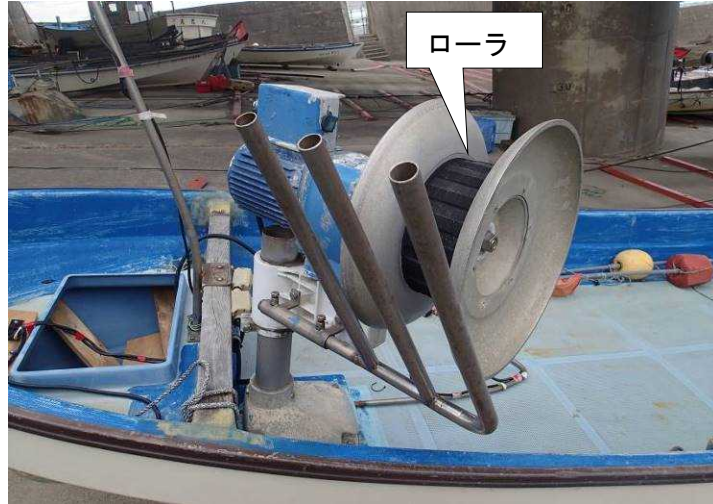


写真4 瀬縄



写真5 刺し網

